

平成 2 9 年 度

定 期 監 査 等 結 果 報 告 書

鈴 鹿 市 監 査 委 員

# 目 次

## 第1 定期監査

1	監査実施年月日及び監査対象箇所	1
2	監 査 の 内 容	2
3	監 査 の 方 法	2
4	監 査 の 主 眼	3
5	監 査 の 結 果	3

### 対象箇所別事項

	地区市民センター（地域振興部地域協働課）	4
	公民館（地域振興部地域協働課）	4
	保育所（子ども政策部子ども育成課）	6

## 第2 財政援助団体等監査

1	監査実施年月日及び監査対象	7
2	監 査 の 内 容	8
3	監 査 の 方 法	8
4	監 査 の 主 眼	8
5	監 査 の 結 果	8

### 対象別事項

#### 出資及び財政援助団体監査

	公益財団法人 鈴鹿国際交流協会	9
--	-----------------	---

#### 財政援助団体監査

	一般社団法人 鈴鹿市観光協会	10
--	----------------	----

#### 指定管理者監査

	河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）指定 管理者／中部安全サービス保障株式会社	10
	佐佐木信綱記念館指定管理者／佐佐木信綱顕彰会	11

## 第1 定期監査

### 1 監査実施年月日及び監査対象箇所

監査実施年月日	監 査 対 象 箇 所
平成30年1月30日	久間田地区市民センター・公民館， 椿地区市民センター・公民館， 庄内地区市民センター・公民館 牧田保育所， 西条保育所
平成30年2月1日	牧田地区市民センター・公民館， 合川地区市民センター・公民館， 井田川地区市民センター・公民館， 清和公民館 算所保育所
平成30年2月5日	稲生地区市民センター・公民館， 栄地区市民センター・公民館， 旭が丘公民館， 愛宕公民館， 郡山公民館 白子保育所
平成30年2月7日	箕田地区市民センター・公民館， 若松地区市民センター・公民館， 一ノ宮地区市民センター， 一ノ宮公民館， 長太公民館 一ノ宮保育所

以下は，書面監査を実施（実施期間 平成29年11月7日～平成29年12月27日）

	監 査 対 象 箇 所
総務部	総務課， 人事課， 管財課， 契約検査課， 納税課， 市民税課， 資産税課
環境部	環境政策課， 廃棄物対策課， 開発整備課， 清掃センター， クリーンセンター
産業振興部	産業政策課， 地域資源活用課， 農林水産課， 耕地課
都市整備部	都市計画課， 市街地整備課， 建築指導課， 住宅政策課
教育委員会事務局	教育総務課， 教育政策課， 学校教育課， 教育指導課， 教育支援課
消防本部・消防署	消防総務課， 消防課， 予防課， 情報指令課， 中央消防署， 南消防署
その他	公平委員会， 選挙管理委員会事務局， 監査委員事務局， 農業委員会事務局

地域振興部地域協働課	国府地区市民センター・公民館，庄野地区市民センター・公民館，加佐登地区市民センター・公民館，石薬師地区市民センター・公民館，白子地区市民センター，飯野地区市民センター・公民館，河曲地区市民センター・公民館，玉垣地区市民センター・公民館，天名地区市民センター・公民館，深伊沢地区市民センター・公民館，鈴峰地区市民センター・公民館，住吉公民館，白子公民館，鼓ヶ浦公民館，神戸公民館，ふれあいセンター
子ども政策部子ども政策課	子育て支援センターりんりん
子ども政策部子ども育成課	神戸保育所，玉垣保育所，合川保育所，河曲保育所，深伊沢保育所
	国府幼稚園，加佐登幼稚園，旭が丘幼稚園，白子幼稚園，稲生幼稚園，飯野幼稚園，一ノ宮幼稚園，箕田幼稚園，玉垣幼稚園，神戸幼稚園，栄幼稚園，椿幼稚園
教育委員会	国府小学校，庄野小学校，加佐登小学校，明生小学校，牧田小学校，清和小学校，石薬師小学校，旭が丘小学校，鼓ヶ浦小学校，白子小学校，愛宕小学校，稲生小学校，飯野小学校，河曲小学校，一ノ宮小学校，長太小学校，箕田小学校，玉垣小学校，桜島小学校，若松小学校，神戸小学校，栄小学校，天名小学校，合川小学校，井田川小学校，椿小学校，鈴西小学校，深伊沢小学校，庄内小学校，郡山小学校
	平田野中学校，白鳥中学校，白子中学校，鼓ヶ浦中学校，創徳中学校，神戸中学校，大木中学校，千代崎中学校，天栄中学校，鈴峰中学校

## 2 監査の内容

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づき，財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて，実施する。
- (2) 地方自治法第199条第2項に基づき，事務の執行が法令等に則して適正に行われているかについて，実施する。

## 3 監査の方法

平成28年度と平成29年度監査基準日までに執行した事務事業を対象に調書の提出を求め，その調書を基に，関係書類及び関係帳簿類を調査し，関係職員の説明聴取及び現地調査を行った。書面監査の該当部署においては，提出された調書に基づき書面にて監査した。

#### 4 監査の主眼

監査を実施するに当たっては、次の事項を主眼とした。

- (1) 予算の執行状況について、歳入の確保が適正か、歳出は経済的かつ効果的に執行されているか。
- (2) 物品の管理状況について、その購入、維持管理が適正に行われ、かつ効率的に活用されているか。
- (3) 財産の取得、管理、処分が適正かつ効率的に執行されているか。
- (4) 公金の出納事務が適正に行われているか。
- (5) その他、業務について、計画的、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的を達成しているか。

#### 5 監査の結果

予算の執行、経理状況については、効率的かつ効果的な執行に努められており、概ね適切に処理されている。

また、所管する事務事業の推進に当たっては、法令等に則して概ね適正に執行され、所期の成果を上げているものと認められた。

なお、対象箇所別の指摘事項（修正・改善を要する事項）、所見（検討・努力を要する事項）、注意事項は次のとおりである。

## 対象箇所別事項

### 【地区市民センター】

#### 1 指摘事項 なし

#### 2 所見 なし

#### 3 注意事項

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・ 決裁文書において  
文書属性に記載不備がある。
  - ・ 文書整理において  
編綴誤りがある。簿冊の文書名称等が異なる。
  - ・ 臨時職員等関係書において  
雇用伺、雇用通知書及び出勤簿に記載不備がある。押印漏れがある。訂正方法が適正でない。
  - ・ 粗大ごみ処理券受払簿において  
記載不備がある。訂正方法が適正でない。残数確認をしていない。
  - ・ 窓口収入事務において  
出納簿に記載不備がある。
  - ・ 物品の管理において  
備品番号シールを貼付していない。
  - ・ 団体の経理事務において  
出納簿に記載不備がある。入金伝票がない。領収書の添付がない。領収書に記載不備がある。添付書類に不備がある。押印漏れがある。訂正方法が適正でない。

### 【公民館】

#### 1 指摘事項

- 私有自動車等の公務使用を承認するに当たって、当該取扱要綱に適合しない取扱いが見受けられるので、改善されたい。

#### 2 所見 なし

#### 3 注意事項

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・ 決裁文書において  
文書属性に記載不備がある。
  - ・ 文書整理において  
編綴誤りがある。所定の背表紙で製本していない。
  - ・ 出張命令簿において  
記載不備がある。

- ・郵便切手類受払簿において  
記載不備がある。
- ・物品の管理において  
備品番号シールに記載不備がある。
- ・公民館使用許可申請書において  
記載不備がある。追記方法に不備がある。訂正方法が適正でない。
- ・公民館管理費に関する経理事務において  
伝票がない。伝票に記載不備がある。領収書に記載不備がある。添付書類に不備がある。  
押印漏れがある。
- ・運営委託料に関する経理事務において  
伝票に記載不備がある。領収書等の添付がない。領収書に記載不備がある。押印漏れがある。
- ・団体の経理事務において  
入金伝票がない。出金伝票がない。伝票に記載不備がある。領収書に記載不備がある。添付書類に不備がある。

(所管課に対する指摘事項・所見・注意事項)

**【地域振興部地域協働課】**

**1 指摘事項**

- 公民館で表示している施設（部屋）名と公民館条例の施設名が一致していない箇所が見受けられるので、整合を図られたい。（公民館）
- 平成 29 年度の出張旅費の支払いにおいて、過払いが見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。（公民館）

**2 所 見**

- 地域づくり協議会（同準備委員会を含む。）と地区市民センター及び公民館の役割を明確にし、地域づくり政策を推進されたい。（地区市民センター）
- 公民館運営事業については、公民館運営委員会と公民館の事務分担を整理されたい。（公民館）
- 市民が印刷機やコピー機を使用した際に徴収する料金の管理方法及び用途について、基準等を整理されたい。（公民館）
- 地区市民センター及び公民館の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。（地区市民センター、公民館）

**3 注意事項 なし**

## 【保育所】

1 指摘事項 なし

2 所 見 なし

3 注意事項

○ 次の事項が見受けられるので、留意されたい。

・文書整理において

編綴誤りがある。件名目録がない。

・出張命令簿において

記載不備がある。訂正方法が適正でない。

・臨時職員等関係書において

雇用伺に記載不備がある。雇用通知書と実態が異なる。押印漏れがある。

・タクシーチケット受払簿において

記載不備がある。供覧をしていない。

・寄附関係書において

採納に関する文書処理が適正でない。

・物品の管理において

備品番号シールを貼付していない。

・主食費等の経理事務において

領収書に記載不備がある。添付書類に不備がある。

(所管課に対する指摘事項・所見・注意事項)

## 【子ども政策部子ども育成課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

○ 保育所の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

3 注意事項 なし



## 第2 財政援助団体等監査

### 1 監査実施年月日及び監査対象

#### (1) 出資及び財政援助団体監査

監査実施 年月日	監 査 対 象 ( 所 管 課 )	補 助 金 ※		出 捐 金
		平成 28 年度	平成 29 年度	
平成 30 年 1 月 24 日	公益財団法人 鈴鹿国際交流 協会 (地域振興部市民対話課)	20,801,000 円	20,790,000 円	150,000,000 円

#### (2) 財政援助団体監査

監査実施 年月日	監 査 対 象 ( 所 管 課 )	補 助 金 ※	
		平成 28 年度	平成 29 年度
平成 30 年 1 月 24 日	一般社団法人 鈴鹿市観光協会 (産業振興部地域資源活用課)	25,919,000 円	25,419,000 円

#### (3) 指定管理者監査

監査実施 年月日	監 査 対 象 ( 所 管 課 )	指定管理料 ※	
		平成 28 年度	平成 29 年度
平成 30 年 1 月 26 日	河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）指定管理者／中部安全サービス保障株式会社 (河川防災センター：危機管理部防災危機管理課) (鈴鹿川河川緑地運動施設：文化スポーツ部スポーツ課) (鈴鹿川河川緑地公園施設：都市整備部市街地整備課)	25,500,000 円	25,700,000 円
平成 30 年 1 月 26 日	佐佐木信綱記念館指定管理者／佐佐木信綱顕彰会 (文化スポーツ部文化財課)	4,875,000 円	4,875,000 円

※ 市が交付する補助金については、平成 28 年度交付確定額、平成 29 年度交付決定額を、市が支払う指定管理料については、平成 28 年度決算額、平成 29 年度支払予定額を表す。

## 2 監査の内容

地方自治法第199条第7項に基づき、財政的援助、出資及び公の施設の管理を行っている団体に対し、補助等の目的又は関係法令及び協定に沿って出納その他の事務が適正に執行されているかについて、実施する。

## 3 監査の方法

平成28年度と平成29年度監査基準日までに執行した事務事業等を対象に調書の提出を求め、その調書を基に、関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明聴取及び現地調査を行った。

## 4 監査の主眼

監査を実施するに当たっては、次の事項を主眼とした。

### (1) 財政援助団体

- ア 補助等対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。
- イ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 会計経理は適切か。
- エ 財産管理は適切か。
- オ 団体に対する所管課の指導監督は、適切に行われているか。

### (2) 出資団体

- ア 定款及び規程等が整備されているか。
- イ 設立目的に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 経営成績及び財政状態は良好か。
- エ 会計経理及び財産管理は適切か。
- オ 団体に対する所管課の指導監督は、適切に行われているか。

### (3) 指定管理者

- ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- イ 利用料金等の収納は適正か。
- ウ 公の施設管理に係る収支会計経理は適正か。
- エ 他の事業との会計区分は明確か。
- オ 公の施設管理に係る経理規程等の諸規程は整備されているか。
- カ 利用促進のための努力はされているか。
- キ 団体に対する所管課の指導監督は、適切に行われているか。

## 5 監査の結果

各団体における事務処理は、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）、所見（検討・努力を要する事項）、注意事項は次のとおりである。

## 対 象 別 事 項

### 出資及び財政援助団体監査

#### 【公益財団法人 鈴鹿国際交流協会】

##### 1 指摘事項

- 平成 28 年度、29 年度の出張旅費の支払いにおいて、過不足が見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務処理をされたい。

##### 2 所 見

- 平成 28 年度にベルフォンテン市を訪問し、民間レベルでの交流について協議をしているが、その成果を基に引き続き友好事業の推進に努められたい。
- 賛助会員の利点を増やすなどして、会員の増加につなげられたい。

##### 3 注意事項

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・ 決裁文書において  
記載不備がある。
  - ・ 文書整理において  
編綴誤りがある。
  - ・ 経理関係書において  
訂正方法が適正でない。
  - ・ 出張命令簿において  
記載不備がある。
  - ・ 補助金関係書において  
添付書類に不備がある。
  - ・ 郵便切手受払簿において  
記載不備がある。

#### (所管課に対する指摘事項・所見・注意事項)

#### 【地域振興部市民対話課】

##### 1 指摘事項 なし

##### 2 所 見

- 鈴鹿国際交流協会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

##### 3 注意事項

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・ 補助金関係書において  
添付書類に不備のある実績報告書を収受している。

## **財政援助団体監査**

### **【一般社団法人 鈴鹿市観光協会】**

#### **1 指摘事項**

- 団体事務受託契約に関する契約書が適正に保管されていないので、改善されたい。

#### **2 所 見 なし**

#### **3 注意事項**

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・ 文書整理において  
件名目録に記載不備がある。
  - ・ 契約において  
印紙の取扱いが適正でない。契約書記載の必要書類を収受していない。
  - ・ 補助金関係書において  
事業完了届に記載不備がある。

### **(所管課に対する指摘事項・所見・注意事項)**

### **【産業振興部地域資源活用課】**

#### **1 指摘事項 なし**

#### **2 所 見**

- 鈴鹿市観光協会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

#### **3 注意事項 なし**

## **指定管理者監査**

### **【河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）指定管理者／中部安全サービス保障株式会社】**

#### **1 指摘事項**

- 協定書第7条に義務付けられている経理規定を設けていないので、早急に改善されたい。
- 運動施設使用許可事務については、運動施設の設置及び管理に関する条例及び同施行規則の規定と異なる運用が見受けられるので、早急に改善されたい。  
また、その他の事務についても、適正に運用されているか確認されたい。
- 協定書第23条に示されている無償貸与している備品等については、保管場所等が不明なものが見受けられる。定期的に確認を行うなど、適正な管理を行うよう改善されたい。

#### **2 所 見 なし**

### 3 注意事項

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・ 経理関係書において  
添付書類に記載不備がある。
  - ・ 月次報告において  
報告書に記載不備がある。

#### (所管課に対する指摘事項・所見・注意事項)

##### 【危機管理部防災危機管理課】

###### 1 指摘事項

- 協定書第 23 条に示されている無償貸与している備品等については、保管場所等が不明なものが見受けられる。定期的に確認を行うなど、適正な管理を行うよう改善されたい。

###### 2 所 見

- 河川防災センターの指定管理者である中部安全サービス保障株式会社の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

###### 3 注意事項 なし

##### 【文化スポーツ部スポーツ課】

###### 1 指摘事項 なし

###### 2 所 見

- 鈴鹿川河川緑地運動施設の指定管理者である中部安全サービス保障株式会社の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

###### 3 注意事項 なし

##### 【都市整備部市街地整備課】

###### 1 指摘事項 なし

###### 2 所 見

- 鈴鹿川河川緑地公園施設の指定管理者である中部安全サービス保障株式会社の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

###### 3 注意事項 なし

##### 【佐佐木信綱記念館指定管理者／佐佐木信綱顕彰会】

###### 1 指摘事項

- 協定書第 7 条に義務付けられている経理規定及び第 21 条に義務付けられている情報の公開に関する規程が整備されていないので、早急に改善されたい。
- 施設使用許可及び使用料徴収事務については、佐佐木信綱記念館条例及び同施行規則の規

定と異なる運用が見受けられるので、早急に改善されたい。

## 2 所 見

- 指定管理者が行う業務と佐佐木信綱顕彰会が行う事業の区別を明確にされたい。

## 3 注意事項

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・使用許可申請書において  
申請書を収受していない。
  - ・協定書において  
必要書類を提出していない。
  - ・月次報告において  
報告書に記載不備がある。

(所管課に対する指摘事項・所見・注意事項)

### 【文化スポーツ部文化財課】

#### 1 指摘事項 なし

#### 2 所 見

- 佐佐木信綱記念館の指定管理者である佐佐木信綱顕彰会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適正に指導されたい。

#### 3 注意事項

- 次の事項が見受けられるので、留意されたい。
  - ・物品の管理において  
備品台帳と整合がとれていない。
  - ・協定書において  
内容に不備がある。必要書類を収受していない。
  - ・月次報告において  
記載不備がある報告書を収受している。